

学位請求論文審査報告書

氏名 工藤 祥子
論文題目 日本中世のムラと惣村
審査委員 主査 大谷大学教授 草野 顕之
 博士（文学）[大谷大学]
 副査 大谷大学教授 宮崎 健司
 博士（文学）[大谷大学]
 副査 大谷大学教授 東 舘 紹 見
 博士（文学）[大谷大学]
 副査 京都大学名誉教授 大 山 喬 平
 文学博士 [京都大学]

I. 論文内容の要旨

本論文は、現在急激に死滅しつつあるムラ及びムラ社会の歴史的意味を、日本中世を対象として問おうとするものである。現在、中世村落共同体研究の問題として、「村落共同体」「惣村」概念の多様化が挙げられるが、文字史料上の「村」と「惣」を無条件に研究上の概念としての「村落共同体」「惣村」として理解したうえで、文字史料上にあらわれる「村」「郷」「惣」の用法を時代別に検討することで、中世社会の現実認識に迫り、それぞれの言葉の歴史的位置づけを行おうとする。そこから、中世前期村落と後期村落の断絶、地理的条件による生産・景観の差異、荘園制の枠組みとの関係や、在地社会における権力関係なども含めて、立体的な地域社会の復元・把握を行い、地域性・個別性と普遍的要素の抽出を行おうと試みた論文である。

そのため、以下のような論文構成をとって論を進めている（項は省略する）。

序 章 日本中世村落史研究の軌跡と課題

はじめに

第一節 日本中世村落共同体の研究史

第二節 課題と本論文の構成

第一章 「惣」と「惣村」—村落における「惣」の論理—

はじめに

第一節 村落における「惣」の出現

第二節 今堀郷の「惣」について

第三節 「惣」概念の拡大

おわりに

第二章 「惣村」成立以前の菅浦と領主竹生島

はじめに

第一節 菅浦荘について

第二節 竹生島と熊谷氏

第三節 建武訴訟における竹生島雑掌訴状の意味

おわりに

補論1 鎌倉から南北朝期における日吉神人と延暦寺衆徒

第三章 中世淡路国の郷と村―「ムラの戸籍簿」から―

はじめに

第一節 「淡路国の郷村表」からみる特徴

第二節 十三世紀の村―「淡路国大田文」を素材として

おわりに

第四章 中世淡路国の伊勢道者の存在形態からみる在地社会

はじめに

第一節 伊勢御師と道者の分布について

第二節 道者の特徴―在地寺社・個人名を含む地域―

第三節 道者の特徴―地域名のみ地域―

おわりに

補論2 天正十三年「淡路国指出帳」からみる在地社会

結章

(補論1・2の数字は、説明の都合上付した)

第一章「「惣」と「惣村」―村落における「惣」の論理―」では、村落文書上の「惣」の用法から村落における惣的結合の性格、惣論理の展開と惣村への変容を検討している。すなわち、南北朝期の惣は村の宗教的機能を担う「村人」の「座」という集団そのものであり、共同体所有を維持・運営するための正統性を共同体内部に主張する対内的なものとして始まったとする。それが、次第に仏神事や構成員の行動規制のための概念として展開し、戦国期には、村人の生活全般を規制し対外的な集団呼称へと拡大していったことを明らかにする。残る課題として、中世社会における惣概念の創出がいかになされていったかを明らかにすることがあり、その際、村落の場合、在地寺社との関わりが大きい「惣寺」との関係性を検討していく必要があると付言する。

第二章「「惣村」成立以前の菅浦と領主竹生島」では、惣的結合以前の在地社会の様相、惣村形成と領主権力との関係を、近江湖北の菅浦を事例に検討する。惣村の代表とされる菅浦は、自治と自立の民衆像を求める惣村研究の視点から、菅浦をめぐる領主や諸権力の存在が消極的に評価されてきたが、一般に惣村が成立してくる鎌倉から南北朝期の研究が少ない。そこで、この時期の菅浦と大浦・塩津荘地頭職熊谷氏との相論を事例に、菅浦住民がおかれていた在地社会の様相を分析して、領主竹生島がどのようにかかわっていたのかを検討する。そして、当該期の湖北の政治状況、特に守護・六波羅御家人との対立構造に注目して、南北朝期までの菅浦は、訴訟により獲得した権利は領主権力によって容易に侵害されうるものであり、村落としての自立的な活動は、南北朝以降であったことを明らかにした。

補論1「鎌倉から南北朝期における日吉神人と延暦寺衆徒」では、日吉社の組織(社司組織、神人支配)、日吉七社と延暦寺衆徒の関係とその変容を鎌倉から南北朝にかけて検討する。中世、近江国の村落にとり一大権門である延暦寺と日吉社は、領主であり信仰の対象であると同時に、金融や流通といった日常生活に深く関わる存在で、その構造の解明

は重要であるものの、明確になっていない現状がある。そこで、日吉社の組織形態を明らかにし、その変遷を追う事で、延暦寺と日吉社の関係が「院々谷々」と日吉七社、衆徒と神人といったさまざまなレベルにおいて形成されている事を解明する。延暦寺の日吉社への一方的な支配の関係だけでなく、信仰や経済面における社会集団同士の関係ともいえる有機的な関係を明らかにしている。

第三章「中世淡路国の郷と村―「ムラの戸籍簿」から―」では、村落研究の盛んな畿内近国に対比して、圧倒的に関係資料が乏しく村落研究のない淡路国を素材に、文字史料上にあらわれる「郷（里）」と「村」を検出し、淡路国の郷と村の特徴を論じる。そして、旧郷（古代郷）名の継承率が非常に高く、国衙領・荘園名、近世村名へと継承し、旧郷名を継承した13世紀の「村」や、国衙在庄官人＝在地領主と深く関わりをもち、旧郷の再開発の拠点として設定された「村」の存在を明らかにした。残る課題として、旧郷名の継承性と地理的な条件、所領開発の状況の違いとの関係について、尾張国の事例などとの比較を行い、淡路国の郷と村の特徴を検討すること。さらに、十二世紀・十三世紀の国衙領開発過程と「村」の位置づけや、当該期の村と在地領主と関係について、他地域の事例を踏まえて検討をすることなどがあると付言する。

第四章「中世淡路国の伊勢道者の存在形態からみる在地社会」では、淡路国の関係資料のうち永正～永禄の伊勢道者売券（来田文書）を素材に、在地社会における道者組織の存在形態を考察し、そこから窺いうる中世末の淡路国の村落を検討した。結果、伊勢国淡路屋が淡路国の道者組織を分割掌握し、村の道者組織には、おとなによる道者把握と在地寺院（領主）による把握が存在したことを明らかにしている。残る課題として、道者組織は一般に伊勢御師の経済単位という性格が強いため、道者組織の存在形態をそのまま村落の存在形態とすることは難しく、在地状況を復元しそれとの接合が必要なこと、さらに、荘園制的枠組みや荘園を特色づける地理的条件などとの関連についても検討する必要があると付言する。

補論2「天正十三年「淡路国指出帳」からみる在地社会」では、新出の指出帳について分析する。そして、伊勢道者売券という異なる性格の史料を合わせて分析することで、互いに在地社会の様相を多分に反映し作成されたものであったことを明らかにしている。

結章では、本論文全体をふり返り、まず近江国今堀郷の村落文書の検討を通して、「惣」が共同体内部の対内的な概念として使用されはじめ、それが、次第に仏神事や構成員の行動規制のための概念に展開していき、戦国期には、村人の生活全般を規制し対外的な集団呼称へと拡大していったことを明らかにした。次ぎに、惣村の典型とされる菅浦地域の検討を通して、在地領主間や守護や六波羅探題といった領主層の対立構造のなかにあつて、近江国の村落では、「惣」概念の創出からその展開のあり方を跡づけ、社会構造が不安定な訴訟制度や権利関係の未確立な時代においては、領主間の対立構造のなかにあつたことなど、従来の惣村概念に左右されない各村落の惣村への展開過程を明らかにしえた。さらに、淡路国においては、従来、辺境地の村落評価つまり村落共同体の政治的主体性や共同体機能の消極的評価がなされてきたのに反し、村のおとな層の存在や彼ら主導による宗教的集団の形成が村においてなされ、遠隔地参詣を可能にする経済力を有していたこと、その一方で、在地有力寺社の領主的機能を媒介に組織された宗教組織が存在していたことなどを明らかにしたと総括している。

そして最後に、今後の課題として、「惣」については、村落間だけでなく広く在地社会における「惣」概念の使用について検討していくと同時に、近江国の在地社会の様相を解明するためにも、延暦寺・日吉社の組織構造の解明と所領経営について検討していく必要があること。淡路国の村落については、村の個性的把握のため淡路国の領国支配を検討し、村落をめぐる在地社会の構造を解明したうえで、村落構造やその多様性について検討していく必要があることなどを付言して終わっている。

II. 論文審査結果の要旨

試問においては、まずそれぞれの章に関する事実関係の確認や史料解釈、また論理展開が適切か否かなどについての質疑を行った。

第一章では「惣」の結節点となったという十禅師社について、荘園支配のために領主が設置したものであるが、そこで村民が所有権を獲得したというのは考えにくいのではとの質問に、十禅師社に設置された仏神田を次第に村民のものとしていく過程が確認できると答えた。また、夏安居を行う民僧を紹介するが、民僧とは何者で夏安居は何をやっていたのかという質問には、民僧・夏安居についてははっきりしないが、領主のための行事ではなく、村民の行事と考えられると答えた。本章は、今堀郷において「惣」が形成されていく過程を、座と関係させて丁寧に追っている章であるとの評価があった。

第二章では、菅浦が大浦から離れて竹生島領となったというが、そもそも大浦の雑掌はなぜ菅浦を竹生島に寄進したのかとの質問に、史料からは雑掌の思いしか読み取れず、菅浦住民の意図自体はわからないと答えた。またその後、菅浦の支配を廻って領主竹生島と在地領主の対立があったとするが、その対立構造がよくわからないとの質問に、竹生島の内部構造がわからないために、十分には答えられないとした。菅浦研究は自律的・自治的村落「惣村」の典型として多くの研究があるが、本章ではそうした自立性・自治性を発揮する前段階に、荘園領主と在地領主の間で左右される菅浦住民の動向を明らかにした意味で評価しようとの意見があった。

補論1は、本論ではないにもかかわらず質疑が多くなされた。特に日吉社禰宜の補任権に関して、天台座主の補任は追認であるというが、恣意的な補任はなされなくとも支配権がなかったとは言えないのでは、あるいは、先例を追認するというのは普通になされたことではないか、など複数の審査員からの質問があったが、論者は再考するというのでその場での回答はなかった。また、禰宜に右方左方の別があり別家から輩出しており、右方が大宮、左方が二宮の社家であったとの指摘に関しても、普通は左方が上位と考えられるが右方が上位の大宮である理由、また左方右方ということは古代にも多いが一般的なことかといった質問があったが、これも現段階ではよくわかっていないと答えた。しかし、この章は、これまで経済活動を中心に研究が進められてきた日吉神人の組織を、大津神人や北陸散在神人の存在も含めて検討した意味で、大変興味深い補論であるとの評価であった。

第三章と第四章、及び補論2については、従来ほとんど研究のない淡路国の村落の様相を明らかにした新しい研究であったためか、余り質疑はなされなかった。ただ、第一章・第二章の近江における村落の問題との関係性がわかりにくいという指摘や、また補論2で史料紹介した「淡路国指出帳」について、面白い史料なので、文章での説明だけでなく、史料本文をきちんと提示した方がよかった、といった評価があった。

論文全体として、第一章、第二章で明らかにした近江の村落の問題と、第三章、第四章

で明らかにした淡路国の村落の問題との接続が十分でないというマイナス面はあるが、第一章で今堀郷における「惣」の形成過程、第二章における惣村菅浦成立の前史、補論1における日吉社神人の組織解明、第三章、第四章、補論2での淡路国という研究の薄い地域での村落の検証など、見るべき所が多い論文であるという評価であった。

このように、いくつかの問題や課題は残っているが、論文全体で明らかにしたことの価値を大きく損なうものとは言えず、本論文は課程博士の学位請求論文として、十分の内容を持つものと審査委員一同判断した。

審査に必要とされる最終試験については、審査委員全員により2017年1月13日に試問を行った。その結果、審査委員一同一致して、工藤祥子に大谷大学博士（文学）の学位を授与する事が適当と判断した。